令和６年度　大阪府受動喫煙防止対策補助金　　募集要項

|  |
| --- |
| **１．募集開始日****・令和６年４月１日（月曜日）****２．申請方法**・郵送及び持参により受付（申請者本人に限る）1. **受付窓口**

　 **・大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口**（（公財）大阪産業局よろず支援拠点内）**４．申請にあたっての注意点**・必要な書類が整った申請から順次審査を行いますので、申請の際には書類　　の不足や記入誤りがないように十分に確認をしてください。・持参による申請も可能です。ただし、持参による場合は本人による申請のみ受け付 けます。持参の場合は事前に連絡をお願いします。　（事前に連絡がない場合、対応できないこともあります。）**５．申請様式**・申請に必要な様式や書式は、大阪府のホームページからダウンロードしてください。http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/judokituenhojokin.html**６．問い合わせ先**・問い合わせ先・書類送付先大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口　（（公財）大阪産業局よろず支援拠点内）住所　　　：〒541-0053　大阪市中央区本町１－４－５　大阪産業創造館２階電話　　　：（０６）６２６６－１９７７受付日時：平日（月～金）　９：００～１７：３０　　　　　　　　　　　　　※祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く |

**１．事業内容**

　　「大阪府受動喫煙防止条例」により、従業員を雇用する飲食店は客席面積に関わらず2022年4月1日から「原則屋内禁煙」が努力義務となっており、また、客席面積が30㎡を超え100㎡以下の府内飲食店は2025年4月から「原則屋内禁煙」となります。

　　条例の施行により、府条例で規制の対象となる府内飲食店が、受動喫煙防止対策として喫煙専用室等を整備する場合又は全面禁煙する場合に経費の一部を補助します。

**２．補助対象となる事業と事業者**

補助対象となるには、次の要件に該当する必要があります。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 補助対象 | 喫煙専用室等設置事業 | 全面禁煙化事業 |
| １ | 大阪府内で令和２年４月１日以前から継続して営業している飲食店である | 〇 | 〇 |
| ２ | 個人経営または中小企業経営（※1）である | 〇 | 〇 |
| ３ | 補助対象とする飲食店の客席面積が100㎡以下であるただし、従業員を雇用しない客席面積が30㎡以下の飲食店は除く | 〇 | 〇 |
| ４ | （喫煙専用室等設置事業の場合）喫煙専用室等の整備を行った区域以外を禁煙とする飲食店である（全面禁煙化事業の場合）全面禁煙とする飲食店である**※既に禁煙化を実施している飲食店は補助の対象外です。** | 〇 | 〇 |
| ５ | 労働局実施の「受動喫煙防止対策助成金」又は生活衛生営業指導センター実施の「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」（以下、「国助成金」）の対象となるものは、その交付決定を受けている（国助成金が終了している場合は除く） | 〇 | × |
| ６ | 事業者（法人である場合はその役員や業務を統括する者等）が暴力団員や暴力団密接関係者でない | 〇 | 〇 |
| ７ | 事業者が禁固以上の刑（法人にあっては罰金の刑）に処せられ、執行が終わってから１年を経過しない者でない | 〇 | 〇 |
| ８ | 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に規定する排除措置命令又は納付命令を受け、必要な措置又は納付が完了してから１年を経過しない者でない | 〇 | 〇 |
| ９ | 事業者（法人である場合はその役員や業務を統括する者等）が破壊活動防止法に規定する暴力主義的破壊活動を行った、または行う恐れのある団体に属していない | 〇 | 〇 |
| １０ | 倒産または廃業していない（「大阪府受動喫煙防止対策補助金交付申請書」又は「大阪府受動喫煙防止対策補助金支払請求書」提出時点） | 〇 | 〇 |
| １１ | 補助事業が健康増進法（平成14年法律第103号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、その他当該事業計画に関連する法令等に抵触していない | 〇 | 〇 |
| １２ | その他、補助金を交付することが適当でないと認められない | 〇 | 〇 |

（※１）中小企業とは資本金の額又は出資の総額（資本金等）が5,000万円以下である会社をい

　　　　　　　います。ただし、いわゆる「みなし大企業」（大企業の子会社である企業等）は補助の対象

　　　　　　　となることができません。

**３．補助要件**

　　補助を受ける事業者は、補助対象施設で自らの負担により補助事業を遂行しなければなりません。

　〇補助金の交付対象となる整備内容は以下のア、イのとおりです。

　　(1)喫煙専用室等設置事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ア | 喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 | 次の①、②及び③を満たすこと。①入口における風速が０．２ｍ/秒以上になること②たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること③たばこの煙が屋外に排煙されていること |
| 事業者の責めに帰す事由なく、③を満たすことが出来ない場合は①かつ②に加え、④かつ⑤を満たすこと。④総揮発性有機化合物の除去率が９５％以上であること⑤室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が０．０１５mg以下となること |
| イ | 屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修 | 次の①及び②を満たすこと。①喫煙所の直近の建物の出入口などにおける浮遊粉じん濃度が増加しないこと②専ら喫煙の目的で使用するための構造や設備であること |

　※国助成金が認めるア、イ以外の受動喫煙を防止するための措置（換気装置などの設置・改修）に

ついては、本補助金の対象となりません。

(2)全面禁煙化事業

|  |  |
| --- | --- |
| ア | 全面禁煙化に係る改装等 |

〔留意事項〕

・補助事業の実施にあたっては、交付決定を受けてから行ってください。

・特に「指定たばこ専用喫煙室」の設置にあたっては、以下の国（厚生労働省）の通知などを参考に

適切な事業計画となるよう留意して下さい。

**（ご参考）**

・平成31年２月22日付健発0222第１号厚生労働省健康局長通知（抜粋）

第３．３．（７）指定たばこ専用喫煙室は第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所に設置することができることとされているところ、改正法は、原則屋内禁煙としつつ、指定たばこ専用喫煙室を設置する場合は、非喫煙者も喫煙者も共に安心して施設を利用できる選択肢を設けることが必要であるという考え方に基づき施設の「一部」に設置することができるとしていることを踏まえ、施設内の客席以外の場所を禁煙にして客席の全部を指定たばこ専用喫煙室とすることや、事務所の執務室以外の場所を禁煙とし、執務室の全部を指定たばこ専用喫煙室とするようなことは改正法の趣旨に沿わないものであり、認められないこと。

また、受動喫煙を望まない従業員が頻繁に出入りするような場所を指定たばこ専用喫煙室とす

　　ることは望ましくないこと。

**４．補助率・補助限度額**

下記に示す額を限度として、予算の範囲内で交付します。なお、補助金の額に千円未満の端数

が生じたときは、これを切り捨てて算出します。

(1)喫煙専用室等設置事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
| 喫煙専用室等（３．補助要件　ア、イ）の整備内容にかかる工費、設備費、備品費、機械装置費など | 300万円 | 3/4 |

(2)全面禁煙化事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 補助基準額 | 補助率 |
| 全面禁煙化に係る経費のうち、工費（既存の喫煙室の撤去費含む）、クリーニング費及び備品費等　ただし、備品費は客席で用いるもの、クリーニング費はたばこの汚れ・臭気の除去のためのものに限る | 100万円 | 3/4 |

（府補助金＝（補助基準額又は総事業費のいずれか少ない額）×３／４－他の補助金等）

・　交付は施設単位とし、１施設につき１回のみとします。すでにこの補助金を交付された施設は申請できません。

・　同じ施設の複数の場所で整備※を行う場合は、１件の申請としてまとめて申請してください。

　　　　※　同時に行う整備で、ア、イのいずれか、または複数の組み合わせを行う場合も補助基準額は合計で３００万円です。

・ ただし、喫煙専用室の設置等の事業計画の内容が技術的基準及び経済的な観点から妥当であることが必要です。特に経済的な観点の目安としては、単位面積当たりの補助対象経費が下表に掲げる上限を超える場合、合理的な理由があると知事が認める場合を除き、単位面積あたりの補助対象上限額までの額で補助金の交付決定を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付対象 | 設置しようとする喫煙専用室等の面積に乗じる金額 |
| ア 喫煙専用室及び指定たばこ専用喫煙室の設置・改修 | 60万円/㎡ |
| イ 屋外喫煙所（閉鎖系）の設置・改修 |

　※申請書類に記載する喫煙専用室等の面積は、「壁の内側（内のり）の面積」で申請してください。

**５．補助対象経費**

補助対象経費は、以下（１）から（3）までの条件に適合する経費で「補助対象経費一覧」に掲げ

る経費です。なお、導入設備は新品のみを補助対象とします。

(1)上記補助対象経費のうち、大阪府が必要かつ適切であると認めた経費

(2)補助対象(使途、単価、規模等)の確認が可能であり、かつ、本補助事業に係るものとして

　　　　　　明確に区分できる経費

（3）原則として、所有権が補助事業者に帰属する経費

（参考：補助対象経費として認められるもの、認められないもの）

(1)喫煙専用室等設置事業

|  |  |
| --- | --- |
| 認められるもの | 認められないもの |
| ・電気工事、建築工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、設計費（喫煙専用室等の性能に直接寄与する部分。設計管理料含む。）、管理費 | ・デザイン料（喫煙専用室の外観や内装など、受動喫煙の防止の用に直接寄与しない部分）・助成金の申請書作成や見積書作成のための費用（事前調査費用含む。）・申請の代行のための費用（例：社会保険労務士への報酬） |
| ・喫煙区域と非喫煙区域を隔てるためのパーテーション、ドア、エアカーテン（受動喫煙の防止効果に寄与するもの）・換気装置、空気清浄装置、人感センサー・ガラリ、給気扇、差圧式吸気口・照明機器・消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置・灰皿、出入口に取り付けるのれん（備品は喫煙専用室等に据え付けて使用する物に限ります。） | ・喫煙区域内を区切るためのパーテーション、ドア、エアカーテン（受動喫煙の防止効果に寄与しないもの）・消耗品（機械装置等の購入時に付属している物は補助対象となります。）・映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚・机、椅子（固定式も補助対象外）・喫煙専用室の出入口前に設ける部屋（いわゆる前室）に係る費用 |
| ・建築基準法、消防法等の他法令で義務づけられている手続きに係る費用（手数料を含む。　なお、人件費、旅費等については実費での精算となります。） | ・土地の取得に係る費用 |

|  |
| --- |
| 特別に必要と認められる場合に限り、助成対象と認められるもの |
| ・建物の増設費用（喫煙専用室等の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。）・既存施設の解体、移設に係る経費・空気調和設備（エアコン等）・建物と屋外喫煙所をつなぐ渡り廊下・要件の確認のための測定の費用（厚生労働省が実施する委託事業で貸与を受けられなかったなど、特段考慮すべき事情がある場合に限ります。） |

(2)全面禁煙化事業 **※既に禁煙化を実施している飲食店は補助の対象外です。**

|  |  |
| --- | --- |
| 認められるもの | 認められないもの |
| ・壁紙の張替等の改装工事等に係る人件費、材料費、運搬費、管理費・店舗内クリーニング等の施工に係る人件費、材料費、運搬費、管理費（たばこによる汚れ、臭気を除去し、壁紙の張替え等の改装工事と同等程度の効果が得られるものに限る）**※客席部分の改装工事等が対象となります。**（厨房やトイレ等の改装は対象になりません。） | ・助成金の申請書作成や見積書作成のための費用（事前調査費用含む。）・申請の代行のための費用（例：社会保険労務士への報酬） |
| ・客席で用いるテーブル、椅子、照明器具等の備品の購入費・換気扇の交換費用（エアコンに関してはクリーニングのみ対象）**※客席部分の改装工事等が対象となります。** | ・厨房や従業員の休憩室等で用いる備品・調理機器、映像機器、音響機器、絵画、観葉植物、本棚 |

◎大阪府受動喫煙防止対策補助金の詳細につきましては、

下記相談窓口までお願いします。

　【大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口】

　（公財）大阪産業局　よろず支援拠点内

　　　住所 ：〒５４１－００５３　大阪市中央区本町１－４－５ 大阪産業創造館２階

連絡先：０６-６２６６-１９７７

**６．補助制度の流れ**

　(1)喫煙専用室等設置事業

国助成金・府補助金に関する相談を「大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口」で受け付けます。補助金申請前後に関わらず、お気軽にご相談ください。　連絡先：０６－６２６６－１９７７

**事前相談**

必要書類の不足に注意して書類を準備いただき、

　雇用者がいる中小の事業者　 ⇒「大阪労働局」

　雇用者がいない中小の飲食店⇒「（公財）大阪府生活衛生営業指導ｾﾝﾀｰ」

あて、助成金の申請を行ってください。

※国助成制度の対象となるものに限ります。

**国助成金申請**

**国助成金交付決定通知**

申請書を正副２部ずつ、受動喫煙防止対策補助金相談窓口あて送付ください。

送付先：〒５４１－００５３ 大阪市中央区本町１－４－５ 大阪産業創造館２階

**府補助金交付申請**

**約５週間**

P１２．「１０．審査方法　（１）審査」をご参照ください。

**書面審査（及び現地確認）**

**府補助金交付決定通知**

P１２．「１０．審査方法　（２）交付決定」をご参照ください。

**約４週間**

工事完了及び工事費用の支払後、実績報告書類を正副２部ずつ、受動喫煙防止対策補助金相談窓口あて、別途お知らせする期日までに送付してください。

**府補助金事業実績報告**

**府補助金交付額確定通知**

**請求書受領後**

**日以内**

府補助金交付額確定通知書送付後、大阪府受動喫煙防止対策補助金交付額支払請求書（様式第12号）を受動喫煙防止対策相談窓口あて送付してください。（※請求書の提出は交付額確定通知書が到達し次第、４月末までに速やかに行ってください。）

**30**

**請求書の提出**

**補助金の受領**

**【参　考】**

本補助金に係る仕入控除税額が確定しましたら、補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに「消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第９号）を（公財）大阪産業局まで提出してください。

**消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還**

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定通知書による指示のとおり、（公財）大阪産業局あてご報告ください。

なお、補助金交付後５年間は知事の指示があれば報告が必要です。

**実施状況報告**

（2）全面禁煙化事業

府補助金に関する相談を「大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口」で受け付けます。補助金申請前後に関わらず、お気軽にご相談ください。　連絡先：０６－６２６６－１９７７

**事前相談**

申請書を正副２部ずつ、受動喫煙防止対策補助金相談窓口あて送付ください。

送付先：〒５４１－００５３ 大阪市中央区本町１－４－５ 大阪産業創造館２階

**府補助金交付申請**

**約５週間**

P１２．「１０．審査方法　（１）審査」をご参照ください。

**書面審査（及び現地確認）**

**府補助金交付決定通知**

P１２．「１０．審査方法　（２）交付決定」をご参照ください。

**約４週間**

工事完了及び工事費用の支払後、実績報告書類を正副２部ずつ、受動喫煙防止対策補助金相談窓口あて、別途お知らせする期日までに送付してください。

**府補助金事業実績報告**

**府補助金交付額確定通知**

**請求書受領後**

**日以内**

府補助金交付額確定通知書送付後、大阪府受動喫煙防止対策補助金交付額支払請求書（様式第12号）を受動喫煙防止対策相談窓口あて送付してください。（※請求書の提出は交付額確定通知書が到達し次第、４月末までに速やかに行ってください。）

**30**

**請求書の提出**

**補助金の受領**

**【参　考】**

本補助金に係る仕入控除税額が確定しましたら、補助事業完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに「消費税額及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」（様式第９号）を（公財）大阪産業局まで提出してください。

**消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還**

設置した設備の運用状況や帳簿・書類の保存状況について、交付額確定通知書による指示のとおり、（公財）大阪産業局あてご報告ください。

なお、補助金交付後５年間は知事の指示があれば報告が必要です。

**実施状況報告**

［注意事項］

※交付申請書受理から交付決定まで約５週間程度、時間を要する場合があります。

　 余裕を持った事業計画策定をお願いします。

※補助金の交付を受けるためには年度内（令和７年３月31日まで）に、工事施工、工事事業者への支払い等を含め、全てを完了し、翌年度の４月10日までに事業実績報告を行う必要があります。（期限には十分注意して下さい。）

※補助金申請の締切日については、別途ご案内します。

※偽りやその他不正行為により、補助金の交付を受けた場合や交付決定の内容、交付決定の内

容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求めることがあります。

**７．申請に必要な書類（※正副２部ずつご提出ください）**

(１）喫煙専用室等設置事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 名称 | 原本・写しの別 |
| 様式第１号 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金交付申請書 | 原本 |
| 様式別紙１ | 大阪府受動喫煙防止対策補助金経費所要額調書 | 原本 |
| 様式別紙２ | 受動喫煙防止対策に係る事業計画 | 原本 |
| 様式第１の２号 | 要件確認申立書 | 原本 |
| 様式第１の３号 | 暴力団等審査情報 | 原本 |
| 書式 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金申請要件確認書【喫煙専用室等設置事業】 | 原本 |
| 書式 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金の振込先 | 原本 |
| その他 | 補助対象施設の客席の範囲及び面積がわかる図面 | 写し |
| その他 | 「受動喫煙防止対策助成金」又は生活衛生営業指導ｾﾝﾀｰ実施の「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」の交付決定通知書 | 写し |
| その他 | 資本金等が確認できる書類 | 写し |
| その他 | 喫煙専用室等を設置しようとする場所の工事前の写真 | 写し |
| その他 | 設置を予定している喫煙専用室等の場所、仕様、換気扇等の設備詳細を確認できる書類 | 写し |
| その他 | 喫煙専用室等の設置要件を満たして設計されていることが確認できる書類 | 写し |
| その他 | 補助対象施設で喫煙専用室等以外で喫煙を禁止する旨を説明する書類 | 写し |
| その他 | 喫煙専用室等の整備に係る見積書の写し（2業者以上必要） | 写し |
| その他 | 府から個別に指示のあった書類 | 原本、写し |
| 参考資料 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金　必要書類チェックリスト【交付申請用】【喫煙専用室等設置事業】 | 原本 |

(２)全面禁煙化事業

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種類 | 名称 | 原本・写しの別 |
| 様式第１号 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金交付申請書 | 原本 |
| 様式別紙１ | 大阪府受動喫煙防止対策補助金経費所要額調書 | 原本 |
| 様式別紙２ | 受動喫煙防止対策に係る事業計画 | 原本 |
| 様式第１の２号 | 要件確認申立書 | 原本 |
| 様式第１の３号 | 暴力団等審査情報 | 原本 |
| 書式 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金申請要件確認書【全面禁煙化事業】 | 原本 |
| 書式 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金の振込先 | 原本 |
| その他 | 補助対象施設の客席の範囲及び面積がわかる図面 | 写し |
| その他 | 資本金等が確認できる書類 | 写し |
| その他 | 全面禁煙化にしようとする場所の工事前の写真 | 写し |
| その他 | 全面禁煙化を予定している場所、仕様、備品等の詳細を確認できる書類 | 写し |
| その他 | 補助対象施設内で喫煙を禁止する旨を説明する書類 | 原本 |
| その他 | 全面禁煙化に伴う改修等に係る見積書の写し（２業者以上必要） | 写し |
| その他 | 府から個別に指示のあった書類 | 原本、写し |
| 参考資料 | 大阪府受動喫煙防止対策補助金　必要書類チェックリスト【交付申請用】【全面禁煙化事業】 | 原本 |

**８．申請書の提出**

（１）申請様式の入手方法及び申請書類の指定様式は、

大阪府ホームページ（http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/

judoukitsuen/judokituenhojokin.html）

からダウンロードすることができます。

（２）募集開始日

令和６年４月１日（月曜日）

（３）郵送等による送付先

大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口

（公財）大阪産業局　よろず支援拠点内

住所 ：〒５４１－００５３　大阪市中央区本町１－４－５ 大阪産業創造館２階

連絡先：０６-６２６６-１９７７

**９．申請に関する注意事項**

（１）本補助金は、原則工事の実施前に申請が必要です。また、当該申請に係る工事の契約、着手、支払等については大阪府からの交付決定があった後に行ってください。

（２）申請は大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口への郵送及び来所（本人に限る）により受け付けます。

※郵便等による送付の際は、簡易書留など必ず差出しの記録が残る方法で送付ください。

（３）申請者ご本人が直接窓口にお越しになり、申請書を提出する場合は、事前にご連絡をお願い

します。

　　　　　（ご連絡がない場合は対応できない場合があります。また、工事事業者の方が単独で来られるなど、代理人の方のみでの申請はできません。同席は、必要な範囲であれば構いません。）

（４）正副２部提出受付後、副本をお返ししますので、ご自身で保管してください。

（５）申請書類等、資料の作成及び提出に要する経費は、すべて申請者の負担となります。

（再提出などの場合も同様です。）

（６）補助対象経費の算出に当たっては、国助成金の「受動喫煙防止対策助成金の手引き」をよ

　　　　　くお読みいただき、内容を十分に検討してください。

（７）申請書類の中に日本語以外の言語がある場合は、翻訳文を添付してください。

（その際、日本語が優先するものとします。）

（８）必要に応じて、大阪府から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

（９）府が定める追加資料の提出期限を過ぎた場合や、事前の連絡なしに指定日時にお越しに

　　ならない場合には、申請を辞退したものとみなす場合があります。

**１０．審査方法**

（１）審査

ア．提出書類に基づき、審査を行います。必要に応じ、現地調査を行う場合もあります。

　　　 イ．審査の途中経過のお問い合わせには一切応じかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、府が指定する相談窓口への照会についても行わないでください。

ウ．審査の結果は文書で通知します。

エ．審査の結果、不交付（補助事業の対象とならない旨）の決定がなされる場合があります。

（２）交付決定

ア．交付決定の際、「交付決定通知書」でお知らせする「交付決定額」は、補助交付予定金額

　　の上限を示すものです。

イ．申請額と交付決定額（交付予定金額の上限）は異なる場合があります。

ウ．補助金交付に当たっては必要な条件が付される場合があります。

**１１．交付決定後の注意事項**

（１）交付決定後の注意事項

ア．経費の支払方法

　　　補助事業に係る経費の支払は、金融機関（銀行・郵便局など）からの振込払いとします。

また、原則、他の取引の経費との混合払いは認められませんので、他の経費とは区別し

て支払ってください。

イ．禁止事項（補助事業中及び完了後）

①　補助事業に基づき導入する補助対象設備その他の設備については、その機種、型式

　　及び設置場所を申請書記載のものから変更し、又は改造することはできません。

〔留意事項〕

※　申請時の内容と異なる工事等を行う場合は、必ず事前に大阪府受動喫煙防止対策補助金相談窓口までご連絡のうえ、変更 申請など所定の手続きを行ってください。

※　補助金申請者や工事業者の方などの判断で、申請時の異なる内容と異なる工事を

　　行った場合、補助金の交付対象外となることや、減額となることがあります。

※　「軽微な変更」の判断は府が行います。

②　交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継すること

　　はできません。

③　補助事業の申請の取下げ、事業内容の変更、中止または廃止をする場合は、大阪府受

動喫煙防止対策補助金相談窓口あて変更交付申請等の手続きを行ってください。

④　企業名（名称）･代表者･所在地の変更があった場合については、速やかに大阪府受動

　　喫煙防止対策補助金相談窓口へ届出を行ってください。

（２）補助金支給後の注意事項

ア　保存補助事業に係る関係書類及び帳簿類は補助金を受給した年度の年度末（３月31日）以降、５年間保存しなければなりません。

イ　財産の保管・管理補助事業により取得した補助対象設備その他の財産は、すべて善良な

　 る管理者の注意を持って保管・管理しなければなりません。

また、原則として、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間は当該財産の処分

（売却・廃棄等）はできません。財産を処分した場合は、別に定めるところにより、納付金を

納めていただくことがあります。なお、運用を中止した場合も同様となります。

※　交付決定以後の事務手続などについては、別途お知らせいたします。

　　　　ウ　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消

費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額がゼロ円の場合を含む）は、速や

かに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第９号）を遅くとも補助事業

完了日の属する年度の翌々年度６月30日までに提出してください。なお、仕入控除税額が

あることが確定した場合には、その仕入控除税額を府に納付しなければなりません。

**１２．補助金交付決定の取消し・補助金の返還**

　　　　本補助金は、公的資金を財源としているため、その適正な執行が強く求められています。

　　　　本補助金を活用されるに当たっては、こうした趣旨を十分ご理解いただき、ご協力いただきま

　　 すようお願い致します。

なお、以下のいずれかに該当した場合は、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すこと

 があります。

その際、補助金交付決定を取り消した場合で、既に補助事業者に補助金が交付されていると

 きは、期限を定めて補助金を返還していただくことになります。

（１）偽りその他不正の手段により、補助金等の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

（例）導入する設備の購入経費について、次の事例のような違反があったとき

・リベート（商品券、サービス券、物品等を含む）による代金還元を前提としていた場合

・購入経費を水増しした場合・値引き、返金、下取り価格を隠匿した場合

・リース契約による導入を買い取って購入したように偽装した場合

（２）補助金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。

（３）補助対象設備の設置場所での事業活動の実態がないと認められるとき。

（４）補助対象設備を無断で処分（移設、売却、賃貸、廃棄等）したとき。

（５）申請要件に該当しない事実が判明したとき。

（６）その他補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくは補助金交付

 決定に基づく命令に違反したとき。

（７）本補助金で整備した環境の運用を中止したとき。

（８）偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した場合は、当該補助金に係る交

 付決定の取消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に違約加算金

 （年10.95%の利率）を加えた額を返還していただくことになります。